

川越市水道事業配水補助管施工規程 (新旧対照)

改 正 後 現 行

<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規程は、川越市給水区域内の配水管未布設区域等における配水補助管（以下「補助管」という。）の施工に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 配水管 給水区域内の不特定多数の需要者に配水するために布設した管</p> <p>二 配水管未布設区域等 給水装置工事を行う敷地の前面道路に配水管が布設されていない区域、取出し口径に対し配水管の必要口径が基準に達していない区域及び五十ミリメートル未満の配水管が布設されている区域</p> <p>三 補助管 配水管未布設区域等に申請により布設する管</p> <p>四 給水管 配水管や既設給水装置から給水するために家屋や住宅内に引き込まれる管</p> <p>五 道路 公道、建築基準法第四十二条第一項第二号による開発道路及び所有者全員から補助管を布設するための土地使用承諾が得られた建築基準法第四十二条第一項第五号による指定道路</p> <p>(適用の範囲)</p> <p>第三条 この規程は、給水区域内の道路を縦断する補助管を布設する必要がある場合、又は上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めた場合に適用する。</p> <p>2 前項に規定する補助管の口径は五十ミリメートル以上、百ミリメートル以下のものに適用する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規程は、川越市給水区域内の配水管未布設地域における配水補助管（以下「補助管」という。）の施工に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(適用の範囲)</p> <p>第二条 この規程は、給水区域内の公道（給水計画路線を除く。）を縦断する補助管を布設の必要が生じたとき、又は上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めたところに適用する。</p> <p>2 前項に規定する補助管の口径は五十ミリメートル以上とし、その適用に必要な事項は管理者が別に定める。</p>	<p>(適用の範囲)</p> <p>第二条 この規程は、給水区域内の公道（給水計画路線を除く。）を縦断する補助管を布設の必要が生じたとき、又は上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めたところに適用する。</p> <p>2 前項に規定する補助管の口径は五十ミリメートル以上とし、その適用に必要な事項は管理者が別に定める。</p>

（適用除外）

第四条 この規程は、布設する補助管の延長が五メートル以下の場合については適用しない。

（申請の手続き）

第五条 補助管工事の申請者は、配水補助管布設工事申請書（様式第一号）を管理者に提出し、その許可を得なければならない。

2 補助管の施工場所が第二条第一項第五号の指定道路に該当する場合は、土地使用承諾書（様式第二号）を提出しなければならない。

（工事負担金）

第六条 第五条の許可を得た者は、工事負担金（以下「負担金」という。）を納入しなければならない。

2 負担金は、管理者が別に定める。

（負担金免除）

第七条 前条第一項の規定にかかわらず、布設する補助管の口径が五十ミリメートルで次の各号のいずれかに該当する場合は、補助管の布設延長が三十五メートルまでにかかる負担金を免除する。ただし、口径が五十ミリメートル未満の既設配水管を布設替える場合で、布設する補助管の口径が五十ミリメートルの場合は、負担金を免除する。

一 一本の給水管に給水分岐が複数ある給水管を解消するため補助管を布設する

（申請の手続き）

第三条 補助管工事の施工を希望する者（以下「希望者」という。）は、希望者名又は希望者多数の場合は連署の上代表者名をもつて別に定める申請書を管理者に提出し、その許可を得なければならない。

（工事の費用負担）

第四条 前条の工事の許可を得た者については、管理者が希望者の需要を充たす補助管の布設費を算定し、その算定額の四分の一を市が負担し、残り四分の三を希望者負担として管理者に前納させた後工事を施工する。ただし、補助管からの給水管の取出口径が七十五ミリメートル以上の場合、一団の開発地の給水に必要な管口径が七十五ミリメートル相当以上の場合又は開発しようとする区域内の新設道に補助管を布設しようとする場合は、希望者が全額を負担する。

二 前項に規定する算定方法は、管理者が別に定める。

三 第一項の希望者の負担金の按分方法については、管理者は関与しない。

四 布設した補助管の所有その他の権利は、一切市に帰属する。

（水道利用過入金納入者の取扱い）

第五条 前条第一項本文の規定にかかわらず、水道利用加入金の納入者（既設給水装置の改造（メートルの個数を増加することとなる場合、及び口径を増すこととなる場合を除く。）をする者を含む。）の補助管布設費については、補助管からの給水管の取出口径が三十ミリメートル以下の場合又は一段の開発地に係る給水に必要な管口径が三十ミリメートル相当以下の場合に限り、次に定めるとおりとする。

一 一件の申請につき補助管の延長距離が三十五メートルまでのもの 市負担

場合

二 敷地の前面の道路に複数布設されている給水管を一本にまとめ補助管を布設する場合

(工事の設計等)

第八条 補助管工事の設計及び施工は、管理者が行う。

(承認工事)

第九条 第四条から第八条の規定にかかわらず、申請者は管理者の承認を得て補助管の布設を行うことができる。この場合の当該補助管工事（以下、「承認工事」という。）は管理者の指定する者が施工しなければならない。

2 承認工事に必要な事項は、管理者が別に定める。

(給水条件)

第十条 補助管より各戸に給水する給水装置工事に対する諸手続きは、川越市水道事業給水条例（昭和三十四年条例第六号）及び川越市水道事業給水条例施行規程（平成十年水道部管理規程第四号）によるものとする。

(その他)

第十一条 布設した補助管の所有その他の権利については、当該工事事目的物の引渡後、一切市に帰属する。

2 この規程に定めのない事項については、その都度、管理者が定める。
附則の次に次の二様式を加える。

様式第一号（第五条関係）

様式第二号（第五条関係）

附則

二 一件の申請につき補助管の延長距離が三十五メートルを超えるもの

イ 補助管の延長距離が三十五メートルまでの部分 市負担

ロ 補助管の延長距離が三十五メートルを超える部分 前条第一項本文に規定する負担割合

(工事の設計等)

第六条 補助管工事の設計及び施工は、管理者が行う。

(承認工事)

第七条 開発に伴い補助管を布設しようとする場合には、前条の規定にかかわらず、管理者の承認を得て、希望者がこれを行うことができる。この場合において当該補助管の布設工事（以下「承認工事」という。）は管理者の指定する者が施工しなければならない。

2 承認工事に必要な事項は、管理者が別に定める。

(給水条件)

第八条 補助管より各戸に給水する給水装置工事に対する諸手続きは、川越市水道事業給水条例（昭和三十四年条例第六号）及び川越市水道事業給水条例施行規程（平成十年水道部管理規程第四号）によるものとする。

2 希望者の給水管の取出しの費用は、補助管の布設費に含まれない。

この規程は、令和五年四月一日から施行する。